

衆議院小選挙区選出議員選挙奈良県第三区選挙長告示第三号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙奈良県第三区選挙会における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙

奈良県第三区選挙長 宮 内 嵩

一 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎二階

選挙管理委員会室

二 日時 平成二十六年十二月十一日 午後五時三十分